

黒部市事業承継促進事業奨励金について

本制度は、市内での経済活性化を図るため、県等の事業承継支援制度などを活用し、市内の特定区域内で事業承継された方に対して奨励金を交付して支援を行うものです。

- 《交付対象者》 中小企業基本法に定める小規模事業者であり、以下①～③の全てに該当する方
- ① 県等の事業承継支援制度を活用して事業の承継を受けた方
(ただし、先代経営者と親族、姻戚関係にあるものを除く)
 - ② 次の特定区域内で事業承継した方
 - ・ 生地地区、石田地区及び三日市地区の都市計画用途地域
(ただし、工業地域・工業専門地域を除く)
 - ・ 宇奈月温泉地区
 - ・ 黒部宇奈月温泉駅及び新黒部駅周辺(ただし、農振除外区域に限る)
 - ③ 小売業、飲食業、サービス業であって集客の見込める事業

- 《補助金の額》 事業承継時の従業員数0～4人・・・30万円
事業承継時の従業員数 5人・・・45万円 ※経営者本人は除きます。

- 《手続》 必要書類を市役所へ提出してください。
申請書及び請求書は商工観光課窓口、市HPから取得できます。
補助金を申請できる期間は事業を承継してから1年以内です。
申請から振込までは事務手続き上1～2か月かかります。

- ※提出書類
- ① 黒部市事業承継促進事業補助金交付申請書
 - ② 個人事業主の廃業届出書及び開業届出書の写し
または法人登記簿謄本の写し(もしくは事業譲渡したことを証明する写し)
 - ③ 市税の納税証明書
 - ④ 県等の事業承継支援制度等を活用して事業承継したと証明する書類の写し
 - ⑤ 請求書

※提出先 黒部市役所 商工観光課 (黒部市三日市1301)

※申請書等の記入で不明な点があれば
お電話下さい。

【お問合せ先】

黒部市商工観光課 商工労働係

TEL 0765-54-2611

FAX 0765-54-2607